様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

香川県

整理番号	令８－５	指定年月日・指定番号	令和８年11月４日・香－46	所在地	丸亀市昭和町31番1の一部、31番2の一部、32番1の一部、32番2
調製・訂正年月日	令和８年11月４日				
形質変更時要届出区域の概況	事業所			面積	38275.7 ㎡
法第14条第３項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域				
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	試料採取等を行う区画の選定等及び試料採取等を省略した。 理由：土地の管理の円滑化のため。				
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	第58条第5項第12号に該当する区域				

	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	令和８年10月13日	四塩化炭素、ジクロロメタン、ベンゼン、シマジン、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物	含有量基準・溶出量基準・[第二溶出量基準]	田村ボーリング㈱
		カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	[含有量基準]・溶出量基準・[第二溶出量基準]	

	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変更の実施状況					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。